

(別紙)

## 官庁施設の耐震診断結果等の公表について

### 1. 公表施設の耐震性について

今回公表を行った施設は1,150棟、約122万㎡で、構造体の耐震安全性の分類は、Ⅱ類の施設が96棟、Ⅲ類の施設が1,054棟(これまでに公表したものを除く)です。これらの施設のうち、官庁施設の耐震基準を満足する施設は914棟、約92万㎡であり、耐震化率(官庁施設の耐震基準を満足する施設の面積率)は75%、満足しない施設は236棟、約30万㎡となっています。(公表施設には、倉庫、車庫、渡り廊下等の附属屋は含まず)

(平成20年3月末現在)

	官庁基準を満足しない施設			官庁基準を満足する施設 (評価d)	計	
	評価a	評価b	評価c			
Ⅱ類	6棟	16棟	7棟	29棟 (約5万㎡)	67棟 (約9万㎡)	96棟 (約14万㎡)
Ⅲ類	51棟	156棟	—	207棟 (約25万㎡)	847棟 (約83万㎡)	1,054棟 (約108万㎡)
計	57棟	172棟	7棟	236棟 (約30万㎡)	914棟 (約92万㎡)	1,150棟 (約122万㎡)

### 2. 今回公表及び既公表施設の耐震化の状況

今回公表及び既公表施設は全体で2,653棟、約770万㎡で公表を行ったそれぞれの時点における集計による耐震化率(面積率)は67%です。(Ⅰ類の施設では63%、Ⅱ類の施設では64%、Ⅲ類の施設では73%)

平成20年3月末時点における耐震化率(面積率)は70%となっています。(Ⅰ類の施設では67%、Ⅱ類の施設では69%、Ⅲ類の施設では73%)

また、予算措置済施設の割合は、平成20年4月時点で82%となっています。(Ⅰ類の施設では83%、Ⅱ類の施設では82%、Ⅲ類の施設では81%)

区分	公表施設	耐震化の状況(官庁施設の耐震基準を満たす施設の割合)					
		公表時点		耐震化済		予算措置済	
			率		率		率
Ⅰ類	約245万㎡ (159棟)	約156万㎡ (76棟)	63%	約165万㎡ (87棟)	67%	約204万㎡ (122棟)	83%
Ⅱ類	約216万㎡ (933棟)	約138万㎡ (595棟)	64%	約150万㎡ (641棟)	69%	約178万㎡ (768棟)	82%
Ⅲ類	約309万㎡ (1,561棟)	約224万㎡ (1,187棟)	73%	約226万㎡ (1,195棟)	73%	約251万㎡ (1,297棟)	81%
合計	約770万㎡ (2,653棟)	約518万㎡ (1,858棟)	67%	約541万㎡ (1,923棟)	70%	約633万㎡ (2,187棟)	82%

(注1)「公表時点」欄、「耐震化済」欄、「予算措置済」欄の率は、面積ベース

(注2)「耐震化済」欄は20年3月末現在、「予算措置済」欄は20年4月初段階

(注3)「公表時点」欄は、18年度公表は18年3月末、19年度公表は19年3月末、20年度公表は20年3月末それぞれの時点における集計を合算したもの

### 3. 公表施設の耐震化の目標

官庁施設の耐震基準を満足しない施設のうち、構造体の耐震安全性の分類がⅠ類、Ⅱ類で耐震性の低い施設は重点的に耐震化を図るとともに、Ⅲ類施設で耐震性の低い施設についても、各省とも連携を図りながら、鋭意、耐震化の促進に努めています。

耐震公表を行った施設について、平成27年度末を目途に、すべての既存不適格建築物（施設の評価値が1.0未満の施設）について建築基準法に基づく耐震性能の確保を目指すとともに、官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割（面積率）に達するよう努めて参ります。

※ 官庁施設の耐震基準：「官庁施設の総合耐震計画基準」（建設省営計発第100号平成8年10月24日建設事務次官決定）

※ 官庁施設の耐震基準において施設が有すべき大地震動時及び大地震動後の耐震安全性の目標に応じた構造体の耐震安全性の分類

分類	活動内容	対象施設	耐震安全性の分類
災害応急対策活動に必要な施設（災害対策の指揮、情報伝達等のための施設）	災害時の情報の収集・指令、二次災害に対する警報の発令、災害復旧対策の立案・実施、防犯等の治安活動、被災者への情報伝達、保健衛生及び防疫活動、救援物資等の備蓄、緊急輸送活動等	左記のうちの 中枢的施設	Ⅰ類
		上記以外の施設	Ⅱ類
一般官庁施設			Ⅲ類

### 4. 大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価

評価	施設の評価値	耐震安全性の評価	備考
a	評価値 < 0.5	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	いずれも 中規模地震で 損傷しないこと を設計において 確認している。
b	0.5 ≤ 評価値 < 1.0	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	
c	Ⅰ類 1.0 ≤ 評価値 < 1.5 Ⅱ類 1.0 ≤ 評価値 < 1.25	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い、要求される機能が確保できないおそれがある。	
d	Ⅰ類 1.5 ≤ 評価値 Ⅱ類 1.25 ≤ 評価値 Ⅲ類 1.0 ≤ 評価値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、Ⅰ類及びⅡ類の施設では要求される機能が確保できる。	

※ 耐震安全性の評価における地震とは、震度6強～震度7程度の大規模地震のことをいう。

ここでの評価は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいて評価したものであり、地震動の特性、地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なる。

※ 評価値（官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年10月））

必要保有水平耐力の補正係数  $\alpha$  は、主に、昭和56年の建築基準法施行令改正前の施設について、柱の帯筋比等の仕様規定を満足できないことを踏まえ、次のように補正（低減）係数として考慮します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{「}Q_u\text{」}}{\alpha \times \text{「}Q_{un}\text{」}}$$

「 $Q_u$ 」 : 保有水平耐力

「 $Q_{un}$ 」 : 必要保有水平耐力

$\alpha$  : 既存不適格建築物を評価するための補正係数(1.0~2.4)

$$\alpha = \frac{\text{「}\alpha_d\text{」} \times \text{「}\alpha_m\text{」}}{U}$$

「 $\alpha_d$ 」 : じん性補正係数(柱の帯筋比等の仕様規定不満足など)

「 $\alpha_m$ 」 : モデル化による補正係数(近似的な置換処理の補正)

U : 劣化係数(経年や品質の劣化による補正)

## 5. 個別施設の耐震性能

個別施設の耐震性能は、官庁営繕部ホームページ

([http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000028.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000028.html))に掲載します。